

鳥取名勝巡り

鳥取名勝・砂丘はもう初夏の思はせる程の暖かさだ。逍遙する人にも五体に春らしい色彩が漲ぎつて、ついしらす、一枚一枚と上着を脱ぎ去つて、さつそうと三月の砂丘を歩む。

温泉町の春は早い。中国山脈の山々の雪が斑に溶けはじめると、ほか／＼とした三月の日射しにやつと、戸外に私達の目が向き始めた頃には、草木はもうあつち／＼と生命の躍動を華々しく奏ではじめ。

春三月の若やいだ息吹に接すると、兎のように目をもつた子供でなくとも、生きるよろこびを力一杯謳いたくするものだ。



この写真は、鳥取名勝の砂丘を歩む人々の姿を捉えています。春の訪れを感じ、自然を満喫する人々の姿が印象的です。

市民の皆さんへ

市民の皆さん、独立二年が私達にとつてはつきりと自分達の意志を決定するということであり、市民の皆さん、その政治的行動が肝要であります。市民の皆さん、その政治的行動が肝要であります。市民の皆さん、その政治的行動が肝要であります。

市民の皆さん、その政治的行動が肝要であります。市民の皆さん、その政治的行動が肝要であります。市民の皆さん、その政治的行動が肝要であります。

季節の料理

鯛のおいしい食べ方

鯛は他の魚類に比べて安を切つて小麦粉をまぶし、油で揚げると、味が落ちる。鯛は他の魚類に比べて安を切つて小麦粉をまぶし、油で揚げると、味が落ちる。鯛は他の魚類に比べて安を切つて小麦粉をまぶし、油で揚げると、味が落ちる。

新しい農地法とは

農地法は、農地を耕作し、農業を営むための法律です。新しい農地法は、農地を耕作し、農業を営むための法律です。新しい農地法は、農地を耕作し、農業を営むための法律です。

国民健康保険受診症の検認について

検認 28 4 1 鳥取市役所(国保)	
国民健康保険受診証	
記号	久 番号 1 0
世帯主	氏名 甲野一郎
	生年 明治 昭和 年 月 日
	住所 鳥取市東町10番地
保険者名称印	鳥取市
付日	昭和27年4月1日

統計はこんな

ところにもある

統計は、社会の状況を把握するための重要な手段です。統計は、社会の状況を把握するための重要な手段です。統計は、社会の状況を把握するための重要な手段です。

水道部例規

(承前)

鳥取市企業職員のサービスの宣誓に関する条例(続)

別記様式
宣誓書
私はここに主権が国民に在り、且つ公正に職務を執行することを誓います。

鳥取市特別会計水道費決算報告条例を次のとおり廃止する。
鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十二月二十五日

鳥取市特別会計水道費決算報告条例

第一条 鳥取市特別会計水道費決算報告条例(昭和二十六年鳥取市条例第二十八号)は、以下「条例」とする。
水道事業が地方公営企業法(昭和二十七年法律第九十二号)の適用を受けることとなる日からこれを廃止する。

鳥取市規則第一号

地方公営企業法第十五条第一項の規定に基づいてこの規則を次のように定める。
鳥取市長 入江 昶
昭和二十八年一月七日

鳥取市公営企業の主要職員を定める規則

第一条 この規則は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第九十二号)第十五条第一項の規定に基づき、鳥取市公営企業に従事する職員のうちその任免についてあらかじめ市長の同意を得なければならぬものを定むることを目的とし、一月一日から適用する。

鳥取市訓令第一三三号
地方公営企業組織に関する条例(昭和二十七年鳥取市条例第四号)

鳥取市公営企業管理者の現金保管の限度に関する件

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十二月二十六日

鳥取市公営企業の業務に係る現金保管の金融機関の指定に関する件

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十二月二十六日

鳥取市水道部管理規程第一号

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部分課規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市公印の保管に関する件

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市公印の管理に関する件

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市公印の封印に関する件

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部公印管守規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十一月二十日

鳥取市水道部公印管守規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十一月二十日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市水道部業務規程

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

鳥取市長 入江 昶
昭和二十七年十月一日

子供の栄養のとり方

子供には、どんな栄養が必要か。
1. 元気のもとになるもの。
2. 体の成長のために欠かすことのないもの。
3. 病気を防ぐ働きをするもの。
4. 生活に必要なもの。
5. 習慣になるもの。
6. 効果があるもの。
7. 楽しいもの。
8. 必要でないもの。
9. 有害なもの。

転出するときはお米の配給を全部うけてから

お米の配給を全部うけてから転出するときは、お米の配給を全部受けてから転出してください。

よい生活をすすめるために

よい生活をすすめるために、生活の改善をお願いします。

よい生活をすすめるために、生活の改善をお願いします。